石 川 県 制 度 金 融 通 則

石川県制度金融について、通則を定める。各制度の運用においては、特に各制度の要綱に定めのある場合を除き、この通則の定めによるものとする。

１　取扱金融機関

制度金融の取扱金融機関は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三菱ＵＦＪ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社北國銀行、株式会社北陸銀行、株式会社富山銀行、株式会社福井銀行、株式会社富山第一銀行、株式会社福邦銀行、信用金庫、信用組合及び石川県信用農業協同組合連合会とする。

２　融資の対象

(1)　融資を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

ア　中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条に規定する「中小企業者」又は「中小企業者」を構成員とする組合（以下「中小企業者等」という。）であること。

イ　原則として１年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者等であること。ただし、事業を承継する者であって、承継の内容等を商工会議所又は石川県商工会連合会が確認したことを証する、「事業承継に係る証明書」（別記様式）を添付した場合を除く。

(2)　融資の対象となる事業は、県内における事業活動であって、石川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める保証対象業種に該当するものに限るものとする。

３　融資条件

(1)　資金使途

ア　設備資金には事業用の用地取得費（転売目的であるものを除く。）を含むものとする。

イ　設備資金及び運転資金には、出資金や転貸資金など、自ら使用しないものは含まないものとする（知事が特に必要と認めた場合を除く。）。

(2)　限度額

融資の限度額は各制度において定めるが、設備資金については設備投資ごとの金額、運転資金については残高の合計が限度額を超えないものとする。

(3)　融資利率

別途、知事が定める。

(4)　償還方法

原則として、元金均等償還とする。

(5)　担保・保証人

原則として、担保及び保証人は取扱金融機関の所定の扱いとする。

保証協会の保証付きの場合は、各保証制度の要綱によるものとする。

４　信用保証

(1)　付保

取扱金融機関の所定の扱いによる。

(2)　保証料率

保証協会が定める。

５　認定の手続等

(1)　知事、商工会議所、商工会、石川県中小企業団体中央会又は公益財団法人石川県産業創出支援機構は、各制度の要綱に定める申請があったときは、必要に応じ調査を行い、融資対象要件を審査のうえ認定書を交付するものとする。ただし、各制度の要綱に定める融資限度額の特例については、知事と協議のうえ認定するものとする。

　なお、特例協議の手続については、石川県中能登総合事務所及び石川県奥能登総合事務所においても実施できるものとする。

(2)　知事、商工会議所、商工会、石川県中小企業団体中央会又は公益財団法人石川県産業創出支援機構は、認定を受けた者に関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等各制度の要綱に違反する事項があると認めたときは、認定を取り消すことができるものとする。

６　事業実績の調査

知事は、必要に応じ、融資を受けた者に対し、調査又は指導できるものとする。

７　融資及び保証状況の報告

(1)　取扱金融機関は、融資を実行したときには、各制度の要綱に定める融資実行通知書及び別に定める様式により毎月末現在の融資状況を翌月の１０日までに知事に報告するものとする。

(2)　保証協会は、毎月末現在の保証の状況を別に定める様式により翌月の１０日までに知事に報告するものとする。

８　その他

この通則及び各制度の要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

（参考）石川県制度金融通則適用融資制度
石川県地域商工業活性化融資制度
石川県省エネ投資促進支援融資
石川県経営革新等支援融資制度
石川県事業転換支援融資制度
石川県創業者支援融資制度
石川県小口零細融資制度
石川県小口融資制度
石川県経営安定支援融資制度
石川県連鎖倒産防止・災害対策融資制度
石川県企業立地促進融資制度

（別記様式）

年　　月　　日

（金　融　機　関）

様

商工会議所会頭、石川県商工会連合会長

事 業 承 継 に 係 る 証 明 書

下記の者は、当商工会議所（商工会連合会）が、指導し、事業を承継する者であることを証明します。

記

1　事業所名

2　代表者名

3　所 在 地

4　主たる事業内容

5　事業承継に係る指導状況

6　事業承継の概要

(1)　承継前の事業所名

(2)　承継の内容（事業資産、従業員等の承継状況）

(3)　スケジュール

7　利用融資制度名及び融資申込金額